

第 4 章 教 職 員

第 1 節 教 職 員 定 数

平成 26 年度公立小・中学校、県立学校等の教職員定数は、次表のとおりである。（単位：人）

区 分		小 学 校	中 学 校	高 等 学 校	特 別 支 援 学 校	平成 26 年度 計	平成 25 年度 計	前年度増減	備 考
校 長 教 諭 講 師	専 任	20,323	12,155	7,710	3,134	43,322	43,325	▲ 3	
	再 任 用	488	114	316	27	945	835	110	
	非 常 勤	358	231	288	59	936	981	▲ 45	
	計	21,169	12,500	8,314	3,220	45,203	45,141	62	
養 護 教 諭	専 任	1,014	469	266	67	1,816	1,817	▲ 1	
	再 任 用	12	1	3		16	14	2	
	非 常 勤			1		1	1	0	
	計	1,026	470	270	67	1,833	1,832	1	
栄 養 教 諭	専 任	144	47		12	203	177	26	
	再 任 用	1			2	3	0	3	
	非 常 勤					0	0	0	
	計	145	47	0	14	206	177	29	
寄 宿 舎 指 導 員	専 任				87	87	87	0	
	再 任 用				0	0	0	0	
	計	0	0	0	87	87	87	0	
事 務 員	専 任	1,028	511	569	122	2,230	2,221	9	
	再 任 用	14	13		1	28	34	▲ 6	
	嘱 託 員			48	11	59	63	▲ 4	
	計	1,042	524	617	134	2,317	2,318	▲ 1	
実 習 手 助	専 任			529	61	590	572	18	
	再 任 用			19	1	20	29	▲ 9	
	計	0	0	548	62	610	601	9	
用 務 員	専 任			169	28	197	203	▲ 6	
	嘱 託 員			161	23	184	176	8	
	計	0	0	330	51	381	379	2	
栄 養 員	専 任	151	42	6	16	215	251	▲ 36	
	再 任 用	1				1	3	▲ 2	
	計	152	42	6	16	216	254	▲ 38	
看 護 師	専 任				7	7	-	7	
	嘱 託 員				1	1	-	1	
	計	0	0	0	8	8	-	8	
技 術 職 員	ホィラーマン(専任)				2	2	2	0	
	ホィラーマン(再任用)				1	1	1	0	
	調理員(専任)			47	42	89	98	▲ 9	
	調理員(嘱託員)			6	9	15	18	▲ 3	
	介護員(専任)				124	124	127	▲ 3	
	介護員(再任用)				7	7	7	0	
	介護員(嘱託員)				63	63	67	▲ 4	
船 員			13		13	13	0		
計	0	0	66	248	314	333	▲ 19		
計	専 任	22,660	13,224	9,309	3,702	48,895	48,893	2	
	再 任 用	516	128	338	39	1,021	923	98	
	非常勤・嘱託員	358	231	504	166	1,259	1,306	▲ 47	
	計	23,534	13,583	10,151	3,907	51,175	51,122	53	

第 2 節 教 職 員 の 人 事

1 教職員の人 事

平成 27 年度教職員定期人事異動方針と異動状況は次のとおりである。

(1) 人事異動方針

県民の信託に応えて本県公立学校教育の一層の充実・振興を図り、学校に清新の気風を醸成し、教職員の教育意欲を高揚するため、次の基本方針に基づいて定期人事異動を実施する。

ア 適材適所を旨として公正かつ適正な異動を行い、人事の刷新を図る。

イ 新しい教育課題に適切に対応するため、職務経験の多様化や効果的な人材育成をねらいとした配置を推進する。

ウ 全県的視野に立ち、広域にわたる人事をさらに推進するとともに、学校間・地域間における教職員構成の充実・均衡を図る。

エ 特別支援教育、へき地教育及び定時制・通信制教育の一層の充実を図るため、教員の配置の適正化に努める。

オ 校長、教頭等への昇任に当たっては、厳正かつ公平な審査に基づき、勤務成績が優秀で、管理・指揮監督能力に優れ、特に包容力のある豊かな人間性と高い識見を有する人材を、男女を問わず登用する。

カ 市町村教育委員会の内申及び校長の意見を尊重する。

(2) 異動状況

県立学校（特別支援学校部主事は教頭等を含む。） （単位：人）

区 分	校 長	教 頭 等	教 員	計
退 職	38	23	373	434
新 任	41	72	464	577
転 任	27	54	918	999
計	106	149	1,755	2,010

中学校（主幹教諭は教頭等を含む。） （単位：人）

区 分	校 長	教 頭 等	教 員	計
退 職	68	12	279	359
新 任	65	106	344	515
転 任	38	23	1,209	1,270
計	171	141	1,832	2,144

小学校（主幹教諭は教頭等を含む。） （単位：人）

区 分	校 長	教 頭 等	教 員	計
退 職	129	55	609	793
新 任	164	157	742	1,063
転 任	69	66	1,793	1,928
計	362	278	3,144	3,784

2 教員採用選考試験

平成 27 年度（平成 26 年実施）教員採用選考試験を次のとおり実施した。

(1) 期日

- ア 第 1 次試験 平成 26 年 7 月 19 日（土）
 イ 第 2 次試験 1 日目 平成 26 年 8 月 19 日（火）
 2 日目 平成 26 年 8 月 20 日（水）

(2) 試験の方法

筆記試験（教職・教養、教科専門Ⅰ、論文試験、教科専門Ⅱ、小論文）、実技試験、クレペリン検査、口述試験

(3) 選考結果

県立学校 (単位：人)

区分	志願者数	受験者数	合格者数	採用者数	区分	志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
国語	234	210	47	46	土木	10	9	1	1
地歴	296	252	27	27	化工	9	8	1	1
公民	127	107	7	8	陶芸	—	—	—	—
数学	329	300	48	48	セラミック	2	1	0	0
理科	311	268	42	41	デザイン	5	5	1	1
音楽	36	32	4	4	農業	34	33	4	4
美術	42	30	1	1	水産	0	0	0	0
保健体育	448	416	28	31	情報	46	36	4	3
家庭	85	77	10	10	福祉	13	11	2	2
英語	288	257	77	74	看護	2	2	2	2
商業	87	75	13	15	高校計	2,470	2,185	330	330
機械	22	18	4	4	特別支援学校	685	651	120	120
電気	29	25	6	6	合計	3,155	2,836	450	450
建築	15	13	1	1					

中学校 (単位：人)

区分	志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
国語	219	198	52	52
社会	366	310	30	30
数学	272	245	50	50
理科	201	185	41	41
音楽	189	176	16	16
美術	129	117	17	17
保健体育	446	427	40	40
技術	30	29	10	10
家庭	54	49	14	14
英語	424	384	60	60
計	2,330	2,120	330	330

小学校 (単位：人)

志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
2,687	2,552	700	700

養護教諭 (単位：人)

志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
529	501	50	50

栄養教諭 (単位：人)

志願者数	受験者数	合格者数	採用者数
113	101	10	10

(注 1) 推薦による特別選考試験分を含む。

(注 2) 採用者数には、合格者数から辞退者を除き、補欠者からの繰り上げ者を含む。

$$\text{採用者数} = (\text{合格者数}) - (\text{合格辞退者数}) + (\text{補欠、繰上者数})$$

3 その他

小・中学校及び県立学校教職員に対する懲戒処分は、次のとおりである。

懲 戒 処 分 の 状 況 (単位：人)

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	計
小・中学校	5	2	2	3	12
県立学校	5	6	1	0	12
計	10	8	3	3	24

第 3 節 争 訟

教職員に係る争訟事件は、人事委員会における勤務条件に関する措置要求及び処分に関する不服申立て並びに裁判所における処分取消請求及び損害賠償請求の訴訟など、複雑、多岐にわたり、かつ、長期化するものが多い。

このような事件処理には専門的知識が要求されることから、弁護士3人に顧問を委嘱している。平成26年度における争訟件数は、次のとおりである。

争 訟 の 係 属 状 況

区 分	平成26年度(件数)			
	26.4.1 現在	増	減	27.3.31 現在
措置要求	21	85	80	26
不服申立	4	3	2	5
訴訟	6	1	5	2
計	31	89	87	33

第 4 節 教 職 員 の 免 許

免許状授与件数

平成26年4月1日から平成27年3月31日までに授与した免許状の種類別件数は、次のとおりである。

教 育 職 員 免 許 状 授 与 件 数

区 分	専 修 免	1 種 免	2 種 免	特 免	臨 免	計
高等学校	294	3,842		3	12	4,151
中学校	217	2,897	119	2		3,235
小学校	82	1,629	250			1,961
幼稚園	4	1,456	1,883	…		3,343
養護教諭	4	219	163	…		386
栄養教諭	1	90	10	…	…	101
特別支援学校	3	269	183	…		455
自立 教科 等	特別支援学校 (視覚障害者)	…	1			1
	特別支援学校 (聴覚障害者)	…				0
	自立活動	…	2	…	…	2
計	605	10,404	2,609	5	12	13,635

(注1)「…」は、免許状授与規定のない箇所である。

(注2)「特別支援学校」には、領域追加件数を含む。

第 5 節 教 職 員 の 資 格 付 与

1 認定講習

現職教員の資質の向上を図るため、教育職員免許法及び同法施行規則の規定に基づき、他の種類（教科を含む。）の免許状を取得するために必要な単位を修得させることを目的として、この認定講習を昭和 25 年度から継続実施してきた。平成 26 年度の開設講座別単位授与状況は、次のとおりである。

講 座 別 単 位 授 与 状 況

開 設 科 目	講 座 数	延 授 与 単 位 数
教 科 に 関 す る 科 目	1	60
教 職 に 関 す る 科 目	12	604
養 護 に 関 す る 科 目	1	35
特 別 支 援 教 育 に 関 す る 科 目	10	576
計	24	1,275

2 小学校教諭免許状取得研修事業

中学校・特別支援学校の教員に小学校教諭免許状を取得させ、小中学校間又は特別支援学校の各部間の円滑な人事交流に資するため、大学通信教育を利用して実施した。

平成 26 年度の履修結果は、次のとおりである。

実 施 大 学 玉川大学通信教育部（教育学部教育学科）

期 間 平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月まで

免許取得者 90 人

第 6 節 教 職 員 の 給 与 及 び 退 職 手 当

1 給与改定について

項 目	改 定 内 容
1 給料表	人事委員会が勧告した給料表に改定し、H30.3.31 まで経過措置を講じた。なお、平成 18 年の給与構造改革の経過措置額については、人事委員会の勧告どおり改定した。
2 諸手当	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域手当 県内の公署に勤務する職員の支給割合を H26.4.1 から 6.7%に改定し、H27.4.1 から 8.5%に改定した。 (2) 通勤手当（H27.4.1～。一部 H26.4.1） 自動車等の使用距離の区分を国と同様とし、各区分の手当額は県内の民間支給状況を反映した額に改定した。 「通勤不便者」に関する規定を廃止し、身体障害のため歩行することが著しく困難な職員等に対する特例を措置した。 有料道路制度及び高速道路等制度について、国や他都道府県の取扱い等を踏まえ、制度を一本化した。 (3) 勤勉手当（H26.12.1～） 国に準じて、勤勉手当の支給割合を改定した。 (4) 単身赴任手当（H27.4.1～） 国に準じて改定した。 (5) 再任用職員の手当（H27.4.1～） 再任用職員に対して、単身赴任手当及び新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給することとした。

2 退職手当

国に準じて改定し、給料表水準の引下げの影響について H30.3.31 まで経過措置を講じた。

なお、平成 26 年度中における退職手当の支給状況は、次のとおりである。

退職手当支給人員と金額 (26.4.1~27.3.31)

区 分	退 職 手 当	
	支給人員 (人)	支給総額 (円)
小 学 校	1,827	21,858,067,736
中 学 校	1,136	9,709,702,201
高 等 学 校	932	9,445,788,237
特別支援学校	443	2,081,350,412
計	4,338	43,094,908,586

第 7 節 退職後の年金、公務災害補償及び労働安全衛生

1 年金

平成 26 年度における「恩給法」に基づく普通恩給及び扶助料、並びに「公立学校職員等の退職年金及び退職一時金に関する条例」に基づく普通年金及び遺族年金の支給状況は、次のとおりである。

なお、地方公務員等共済組合法の施行によって、昭和 37 年 12 月 1 日以降退職の者については、同法による共済制度の年金が支給されている。

区 分	支給人員（人）	年 金 額（円）
普 通 恩 給	32	45,942,950
扶 助 料	100	161,809,042
普 通 年 金	14	8,764,091
遺 族 年 金	5	3,414,365
計	151	219,930,448

2 公務災害補償

(1) 「地方公務員災害補償法」に基づく補償

職員の公務上又は通勤途上の災害（負傷、疾病、障害、死亡）による損害に対しては、「地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）」により、「地方公務員災害補償基金」から補償が行われているが、その状況は次のとおりである。

補 償 状 況 （単位：円）（26.4.1～27.3.31）

区 分	療養補償	傷病補償	障害補償	介護補償	遺族補償	葬祭補償	休業補償	福祉事業	計	
公務災害	義務制校	38,298,590 (249)	0	4,220,832 (3)	0	29,969,565 (12)	0	0	7,369,555 (17)	79,858,542 (281)
	非義務制校等	14,179,894 (60)	0	2,769,468 (1)	0	26,263,463 (10)	0	0	7,081,124 (15)	50,293,949 (86)
	計	52,478,484 (309)	0	6,990,300 (4)	0	56,233,028 (22)	0	0	14,450,679 (32)	130,152,491 (367)
通勤災害	義務制校	2,768,580 (8)	0	11,261,783 (4)	679,200 (1)	6,023,433 (3)	0	0	3,456,949 (7)	24,189,945 (23)
	非義務制校等	678,128 (8)	0	3,888,900 (3)	0	0	0	777,800 (3)	5,344,828 (14)	
	計	3,446,708 (16)	0	15,150,683 (7)	679,200 (1)	6,023,433 (3)	0	0	4,234,749 (10)	29,534,773 (37)
合 計	55,925,192 (325)	0	22,140,983 (11)	679,200 (1)	62,256,461 (25)	0	0	18,685,428 (42)	159,687,264 (404)	

（注 1）（ ）は補償人員

（注 2）義務制学校とは、小学校、中学校、特別支援学校の小・中学部をいう。

非義務制学校等とは、高等学校、特別支援学校の高等部、事務局をいう。

(2) 条例に基づく補償

労働基準法別表第一以外の事務所に雇用される非常勤職員の公務上又は通勤途上の災害に対しては、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年条例第 35 号）」により、任命権者が補償を行うこととされている。

平成 26 年度は該当者なし。

(3) 「労働者災害補償保険法」に基づく補償

労働基準法別表第一第1号から第15号に該当する事務所に雇用されている非常勤職員の公務上又は通勤途上の災害に対しては、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」により、「国（厚生労働省）」が補償を行うこととされている。

平成26年度は、該当者20人。

3 労働安全衛生

「愛知県教育委員会安全衛生管理規程」に基づいた、愛知県教育委員会の労働安全衛生に関する事務、及び県立学校の教職員の心の健康保持増進のための事業を行っている。

総括安全衛生委員会の開催（年3回）

衛生管理者等研修会の開催（年1回）

メンタルヘルス研修会の開催（管理職：年3回、一般教職員：年3回）

第8節 教職員の福利厚生

1 公立学校共済組合

公立学校共済組合は、昭和37年12月1日の地方公務員等共済組合法の施行に伴い設立された法人で、公立学校教職員等の生活の安定と福祉の向上を図るために必要な短期給付事業、長期給付事業及び福祉事業を実施している。

組合は、本部を東京に、支部を各都道府県教育委員会に置き、支部長には教育長を充て、支部の事務は教育委員会の総括のもとに行っており、平成27年3月末現在の本県における組合員は51,309人である。

なお、当支部における平成26年度各事業の実施状況は、次のとおりである。

(1) 短期給付事業

短期給付は、保健給付、休業給付及び災害給付と、これらにあわせて給付される附加給付と一部負担金払戻金の給付からなっている。

なお、この短期給付に要する費用は、組合員の掛金とその所属する地方公共団体の負担金からなっている。

(千分率)

区 分		短期給付		福祉事業		介護納付金	
		掛金率	負担金率	掛金率	負担金率	掛金率	負担金率
一般組合員	給 料	50.750 (21.66)	51.260 (21.66)	1.65	1.65	6.08	6.08
	期末手当等	40.60 (17.33)	41.01 (17.33)	1.32	1.32	4.86	4.86
船員組合員	給 料	47.92 (20.45)	54.09 (22.87)	1.65	1.65	6.08	6.08
	期末手当等	38.34 (16.36)	43.27 (18.29)	1.32	1.32	4.86	4.86

(注1) 短期給付の負担金率に育児休業手当金及び介護休業手当金に係る公的負担分を給料に0.51、期末手当等に0.41を含む。

(注2) () 内に記載の割合は、健康保険法の規定に準じた特定保険料率である。

前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、退職者給付拠出金などの支出に充てられる部分の率であり、掛金率及び負担金率に含まれる。

平成 26 年度の給付状況は、次のとおりである

保 健 給 付 件 数 と 金 額

給 付 種 目	件 数 (件)	金 額 (円)
療 養 の 給 付	433,011	4,354,511,876
入院時食事療養の給付	3,463	25,408,656
訪問看護療養の給付	67	3,902,273
家族療養の給付	335,510	3,430,042,681
家族入院時食事療養の給付	2,901	25,407,984
家族訪問看護療養の給付	492	37,444,609
高額療養の給付	2,608	349,300,393
療 養 費	28,992	118,196,080
家 族 療 養 費	13,762	71,853,580
高 額 療 養 費	2,572	190,278,685
薬 剤 支 給	300,064	1,704,886,877
移 送 費	0	0
出 産 費	1,356	535,549,980
家 族 出 産 費	535	205,709,706
埋 葬 料	26	1,254,000
家 族 埋 葬 料	30	1,500,000
計	1,125,389	11,055,247,380

休 業 給 付 件 数 と 金 額

給 付 種 目	件 数 (件)	金 額 (円)
傷 病 手 当 金	829	221,900,329
出 産 手 当 金	0	0
休 業 手 当 金	3	559,817
育 児 休 業 手 当 金	12,769	2,509,666,227
介 護 休 業 手 当 金	87	10,388,686
計	13,688	2,742,515,059

災 害 給 付 件 数 と 金 額

給 付 種 目	件 数 (件)	金 額 (円)
弔 慰 金	0	0
家 族 弔 慰 金	0	0
災 害 見 舞 金	7	6,710,761
計	7	6,710,761

附 加 給 付 等 の 件 数 と 金 額

給 付 種 目	件 数 (件)	金 額 (円)	
附 加 給 付	家 族 療 養 費	2,292	94,644,200
	家 族 訪 問 看 護 療 養 費	6	45,200
	出 産 費	1,237	61,850,000
	家 族 出 産 費	459	22,950,000
	埋 葬 料	25	625,000
	家 族 埋 葬 料	30	750,000
	傷 病 手 当 金	28	7,271,431
	結 婚 手 当 金	1,497	88,680,000
小 計	5,574	276,815,831	
一 部 負 担 金 払 戻 金	5,470	197,764,100	
計	11,044	474,579,931	

(2)長期給付

長期給付は、退職給付、障害給付及び遺族給付からなっている。長期給付に要する費用は、組合員の掛金とその所属する地方公共団体の負担金からなっている。

財 源 率 (千分率)

区 分	掛 金 率		負 担 金 率		追 加 費 用 率
	4月から8月	9月から3月	4月から8月	9月から3月	
給 料	103.5626	105.7750	151.6875	153.9000	義務教育職員 74.6 その他の教職員 45.0
期末手当等	82.85	84.62	121.35	123.12	

(注)負担金率に、基礎年金拠出金の公的負担を給料に47.750、期末手当等に38.2含み、公務による障害共済年金等の公的負担は給料に0.375、期末手当等に0.3含む。

平成26年度における年金の決定状況は、次のとおりである。

年 金 の 支 給 件 数 と 金 額

給付種目	件 数 (件)	金 額 (円)
退職共済年金	824	1,479,660,800
障害共済年金	66	89,025,100
遺族共済年金	18	25,924,200
計	908	1,594,610,100
退職届書	1,397	

(備考)共済組合支部で年金請求書の審査を行い、共済組合本部で年金額の決定及び支払いを行っている。

(3)福祉事業

ア 保健福祉事業

組合員の健康管理及び福祉の向上を図るための事業を実施しており、平成26年度に実施した内容は次のとおりである。

人間ドック健診補助、器官別検診、生活習慣病予防講座、教職員メンタルヘルス相談、健康づくり事業、メンタルヘルス啓発事業、へき地医薬品券配付、厚生施設利用補助、介護講座、特定健診等事業など。

イ 貸付事業

組合員が住宅の新築等臨時に資金を必要とする場合に貸付を行うものであり、平成26年度の貸付状況は次のとおりである。

なお、平成27年3月末における貸付残高は、件数で5,596件、金額で170億1,290万円となっている。

貸 付 件 数 と 金 額

貸付種目	件 数 (件)	金 額 (円)
一 般 貸 付	259	330,400,000
住 宅 貸 付	29	262,000,000
住 宅 災 害 貸 付	0	0
教 育 貸 付	73	145,100,000
災 害 貸 付	0	0
医 療 貸 付	3	3,200,000
結 婚 貸 付	17	31,200,000
葬 祭 貸 付	1	1,200,000
高 額 医 療 貸 付	0	0
出 産 貸 付	0	0
計	382	773,100,000

ウ 宿泊事業

組合員とその家族の宿泊、会合、保養等の施設として、名古屋宿泊所「ルブラ王山」と蒲郡保養所「蒲郡荘」があり、平成 26 年度における利用状況は、次のとおりである。

宿 泊 等 利 用 人 員 (単位：人)

区 分	ルブラ王山	蒲 郡 荘	計
宿 泊	20,273	8,634	28,907
宿 泊 外	240,427	43,816	284,243
計	260,700	52,450	313,150

2 愛知県教育職員互助会

愛知県教育職員互助会は、「愛知県職員の共済制度に関する条例」に基づき設置された法人で、公立学校教職員等の相互共済及び福利増進を図るために福利厚生事業を実施している。

(1) 組織

会員は、主に公立学校の教職員及び県教育委員会事務局の職員で構成されており、平成 27 年 3 月 31 日現在の会員数は 48,192 人であった。

会長、副会長（2 人）、理事（会長及び副会長を含め 9 人）及び監事（2 人）からなる役員と評議員（14 人）で構成され、会議として理事会及び評議員会を設けている。

(2) 事業概要

事業の財源は、会員の掛金（給料の月額×6.5/1000）等であり、以下のとおり事業を行った。

< 公益目的事業 >

教育文化事業

< 福利厚生事業 >

死亡弔慰金、遺児育英金、人間ドック健診補助事業、選択型福利厚生事業、厚生諸費振替事業、傷病手当金、介護手当金、入学祝金、義務教育終了祝金、身体障害者補装具購入費補助金、長期在会者祝福事業、会員医療費補助金及び家族医療費補助金

3 福祉貯金

社内預金制度として、愛知県教育委員会等が定めた「貯蓄金管理要綱」に基づき、昭和 47 年度から互助会に教職員等の預金の管理に関する事務を委託し、実施している。

平成 27 年 3 月 31 日現在の加入者数は 34,803 人、貯金残高は 140,331,010,520 円であった。

4 財形貯蓄

教職員の財産形成を促進し、生活の安定に寄与するために、勤労者財産形成促進法に基づく財形貯蓄事業を昭和 56 年 2 月から実施し、昭和 59 年 6 月に財形年金、昭和 63 年 4 月に財形住宅を加えた。

平成 27 年 3 月 31 日現在の貯蓄件数は次のとおりであった。

一般財形 3,737 件

財形年金 2,937 件

財形住宅 666 件

第 9 節 学校事務職員の研修

県立学校事務職員については、県自治研修所に委託して、県職員と同様の研修を実施している。

小中学校事務職員については、県教育委員会において研修を企画し、実施しているが、平成 26 年度の研修実績は次のとおりである。

研 修 名	対 象 者	人 員	期 間	日 数	研 修 内 容
(1)新規採用者研修 ア 前 期	平成 26 年度 採 用 者	51 人	26.4.23 26.5.8 26.5.21	3 日	学校事務職員として必要な導 入研修 (給与、福利、地方教育行政制 度など)
イ 後 期	〃	51 人	26.9.18 26.9.25 26.10.8	3 日	学校事務職員として必要な基 礎的知識の習得 (給与制度など)
(2)中堅者後期研修	平成 15・16 年度 採 用 者	57 人	26.10.20 26.10.28 26.11.10	3 日	中堅職員として必要な幅広い 視野と的確な判断力の養成並 びに職務遂行能力の向上 (行政法、グループワークな ど)
(3)主 査 研 修 ア 新 任	平成 26 年度 昇 任 者	18 人	26.6.9 26.6.19 26.6.24	3 日	主査として必要な管理指導能 力の養成 (リーダーシップ論、グループ ワークなど)
イ 現 任	平成 21 年度 昇 任 者	14 人	26.6.26 26.7.10	2 日	
(4)事 務 長 研 修 ア 新 任	平成 26 年度 昇 任 者	18 人	26.5.26 26.6.3	2 日	事務長としての自覚・役割及び 学校経営参画への企画・遂行能 力の養成 (学校経営論、グループワーク など)
イ 現 任	事務長全員	146 人	26.10.30	1 日	
(5)特 別 研 修 コンピュータ研修	希 望 者	40 人	26.7.9 26.7.17	2 日	エクセル応用コース
	〃	22 人	26.9.8 26.9.17	2 日	エクセル VBA コース
	〃	19 人	26.10.22 26.10.27	2 日	アクセス基礎コース
(6)職 場 研 修	平成 26 年度 採 用 者	53 人	26.4.1～ 概ね 2～3 か月間	20 日	先輩職員によるマンツーマン 方式による実務研修 (庶務、旅費、給与、経理、施 設、備品管理など)